

新庁舎整備に向けて

審議会条例を制定

火災予防条例の一部改正、 市立図書館条例の一部改正を可決

春日部市本庁舎整備 審議会条例の制定を可決

市では東日本大震災以降、本庁舎の耐震化を図るため、応急補修工事の実施と、春日部市庁舎に関する庁内検討委員会において、本庁舎耐震化の方向性の検討を進めてきました。

平成26年1月には市民アンケート調査を実施し、その結果や市役所本庁舎耐震化有識者会議からの意見を基に、本庁舎耐震化の方向性を「移転建て替え」と定めました。今後、基本構想の策定等、本庁舎の整備を推進するため、「春日部市本庁舎整備審議会」を設置することに伴い、本条例を制定するものです。

この審議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定

による附属機関として設置します。

審議会は、委員12人以内をもって組織し、建築や都市計画等を専門分野とする学識経験者や、市内各種団体を代表する方、公募に応じた市民の方から広く意見を聞きながら進めていきます。

委員の任期は、委嘱の日から、市長の諮問に対して審議会が最終的な答申を行う日までとなります。

主な審議事項は、本庁舎整備の基本構想に関することや、基本計画に関することとし、具体的には、新庁舎整備の基
本方針等を審議するとともに、事業実施のための具体的な課題等について検討してまいります。

なお、この条例は平成26年7月1日から施行します。

【全員一致で原案可決】

春日部市火災予防条例の 一部改正を可決

この条例の一部改正は、市の花火大会で発生した凄惨な火災事故を教訓に、祭礼、緑日、花火大会、展示会、その他の多数の者が集合する催しに際して、対象火気器具等（コンロ、発電機等）を使用する場合には、消火器の準備を義務付けるものです。

また、消防機関が対象火気器具等を使用する露店等の開設を把握するため届け出を義務付けるとともに、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるものです。

【全員一致で原案可決】

春日部市立図書館条例の 一部改正を可決

武里図書館に指定管理者制度を導入するにあたり、条例の一部を改正するものです。

指定管理者制度の導入による効果が十分期待できる図書館に指定管理者制度を拡大し、開館日、開館時間を増やすことで、利用者の利便性向上を図ります。導入にあたっては、平成26年度末に庄和図書館の指定管理契約が満了となることから、庄和図書館の更新と併せて武里図書館に平成27年度から新たに指定管理者制度を導入するものです。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行します。

また、改正内容（武里図書館）は、次のとおりです。

- 改正前
 - ・ 開館時間
 - 午前9時から午後5時まで
 - ・ 休館日
 - ①月曜日、②祝日（振替休日含む）、③12月29日から1月3日まで、④館内整理日（毎月末日）、⑤特別整理期間（年度間合計約14日）

- 改正後
 - ・ 開館時間

午前9時から午後7時まで
・ 休館日
12月29日から1月3日まで

【賛成多数で原案可決】

討 論

公営で地域性を生かした運営を行う必要性を指摘し反対（日本共産党）

今回の条例改正は、武里図書館の指定管理者制度導入に伴い、開館時間と日数を増やし、市民サービスを向上するものですが、質疑を通して公営でこれらを行えないとする根拠は示されませんでした。図書館の指定管理は、市民の知る権利と財産の蓄積、継承、地域性を生かした運営等から制度上なじまないものです。

福岡県小郡市では、一度指定管理者制度を導入したものの直営に戻し、直営ならではの運営で図書館職員のやる気と司書の情熱を呼び起こし、市民の図書利用率も高い水準を保っています。今回の開館時間延長と開館日数増加への対応は、指定管理者制度ではなくても、地域性を生かした図書館業務の遂行の観点から、司書の増員等、労働者の労働条件の確保によって継続的に

知識の継承を行います。
以上を指摘し、議案に反対
します。

民間活力による市民サービス 向上と、安定した運営継続を 要望し賛成（新政の会）

このたびの条例改正は、武
里図書館に指定管理者制度の
導入を見据えた対応ですが、
現在よりも開館時間を2時間
延長し、併せて閉館日を年末
年始の6日間のみとするもの
で、開館時間及び開館日を大
幅に拡大する内容になってお
り、市民サービスの向上に寄
与するもので、大いに評価し
ます。

また、指定管理者制度導入
後は、民間事業者の能力を十
分に生かしながら、中央図書
館がしっかりと指導・監督を
行い、安定した良好な市民サ
ービスが継続できるよう強く
要望します。

なお、中央図書館の管理運
営体制については、市民サー
ビス向上の観点から、その役
割について十分に検証すると
ともに、図書館がこれまでに
も増して市民に愛され、本市
の教育・文化の振興に寄与す
ることを期待して、この議案
に賛成します。

議員提出議案

ウイルス性肝炎患者に対する 医療費助成の拡充を求める 意見書 について

わが国においてウイルス性
肝炎患者は、350万人以上
いると推定されているところ
国はウイルス性肝炎患者（肝
硬変・肝がん患者を含む）に
対するインターフェロン、核
酸アナログ製剤を中心とする
一定の抗ウイルス療法につい
て、国と自治体の予算に基づ
く医療費助成を実施していま
す。ウイルス性肝炎患者に対
してかかる特別な措置がとら
れるにあたっては、平成21年
制定の肝炎対策基本法の前文
にあるとおり、「国内最大の
感染症」である「B型肝炎及
びC型肝炎に係るウイルスへ
の感染については、国の責め
に帰すべき事由によりもたら
され、又はその原因が解明さ
れていなかったことによりも
たらされたもの」であり、C
型肝炎の薬害肝炎事件につき
国が責任を認め、B型肝炎の
予防接種禍事件について最終
の司法判断により国の責任が
確定したことが周知の歴史的

前提です。
しかしながら、国が実施し
ている現行の医療費助成の対
象は、上記のとおりインター
フェロン治療、核酸アナログ
製剤治療など一定の抗ウイル
ス療法に限定されており、こ
れら治療法に該当しない肝硬
変・肝がん患者の入院・手術
費用等はきわめて高額にのぼ
るにもかかわらず、助成の対
象外となっております。
そのため、より重篤な病態
に陥り、就業や生活に支障を
きたし、精神的・肉体的に苦
しみつつ経済的・社会的にも
ひっ迫している肝硬変・肝が
ん患者に対しては、いっそう
の行政的・社会的支援が求め
られるところであり、国の
「平成26年度予算要求にかか
る肝炎対策推進協議会意見
書」でも、厚生労働大臣に対
し予算として必要な措置の一
つとして、「肝硬変・肝がん
患者を含むすべての肝炎医療
にかかると医療費助成制度を創
設する」ことがあげられてい
ます。
ところで、B型肝炎訴訟に
ついては、平成23年の国と原
告団との基本合意締結、B型
肝炎特別措置法の制定にあた
って、国は「予防接種時の注
射器打ち回しによるB型肝炎
ウイルス感染被害者は、四十
数万人に及ぶ」と繰り返し言
明してきました。しかしなが
ら、基本合意から2年以上を
経た今日においても、B型肝
炎訴訟の原告として給付金の
支給対象たりうる地位にある
ものは1万人程度にすぎず、
大多数の被害者は救済の入り
口にさえ立っていないのが現
状です。被害者数と原告数と
のこうした齟齬が生まれる最
大の要因は、長年にわたって
国が注射器打ち回しの予防接
種禍の実態を放置し、平成元
年のB型肝炎訴訟の最初の提
起後も、予防接種禍の実態調
査等を怠ったことで、時間経
過により母親が死亡するなど
予防接種禍を立証する医学的
手段を失った被害者が膨大に
存在することです。
よって、下記事項を実現す
るよう強く要望します。

記

1 ウイルス性肝硬変・肝が
んに係る医療費助成制度を創
設すること。

2 身体障害者福祉法上の肝
機能障害による身体障害者手
帳の認定基準を緩和し、患者
の実態に応じた認定制度にす
ること。

以上、地方自治法第99条の
規定により意見書を提出する。
平成26年6月17日
春日部市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

【全員一致で原案可決】
※この議員提出議案（意見
書）は、請願第12号の採択を
受け、提案されたものです。

請 願

手話言語法制定を
求める意見書の提出を
求める 請 願

○請願要旨

手話が音声言語と対等な言
語であることを広く国民に広
め、聞こえない子どもが手話
を身に着け、手話で学べ、自
由に手話が使え、さらには手
話を言語として普及、研究す
ることのできる環境整備を目
的とした「手話言語法」を制
定するため、意見書の提出を
求めること。

○請願者代表

春日部市聴力障害者協会
会長 古館 賢一
【全員一致で採択】

6月定例会 審議結果

市長提出議案

(○:賛成 ×:反対 -:退席)

議案番号	議 案 名 ()は付託委員会名	審議結果	新 政 の 会	新 風 の 会	公 明 党	日 本 共 産 党	社 会 民 主 党	民 主 党	無 所 属
議案第 48 号	本庁舎整備審議会条例の制定 (総 務)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第 49 号	税条例等の一部改正 (総 務)	原案可決	○	○	○	×	○	○	○
議案第 50 号	国民健康保険条例の一部改正 (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第 51 号	火災予防条例の一部改正 (総 務)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第 52 号	市立図書館条例の一部改正 (教育環境)	原案可決	○	○	○	×	×	○	○
議案第 53 号	平成26年度一般会計補正予算(第2号) (総務・福祉・建設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第 54 号	平成26年度一般会計補正予算(第3号) (建 設)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○

議員提出議案

議第 3 号議案	手話言語法制定を求める意見書 (付託省略)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議第 4 号議案	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 (付託省略)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議第 5 号議案	地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書 (付託省略)	原案可決	○	○	○	×	×	○	○
議第 6 号議案	中小企業の事業環境の改善を求める意見書 (付託省略)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議第 7 号議案	「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書 (付託省略)	否 決	×	×	×	○	○	×	×
議第 8 号議案	労働法制改悪をやめることを求める意見書 (付託省略)	否 決	×	×	×	○	○	○	×
議第 9 号議案	原発再稼働に反対する意見書 (付託省略)	否 決	×	○	×	○	○	×	×

請 願

請願第 11 号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願 (厚生福祉)	採 択	○	○	○	○	○	○	○
請願第 12 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願 (厚生福祉)	採 択	○	○	○	○	○	○	○
請願第 13 号	建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願 (厚生福祉)	不 採 択	×	×	○	○	-	×	×
請願第 14 号	「医療・介護総合法案」を廃案とするよう国に意見書を提出することを求める請願 (厚生福祉)	不 採 択	×	×	×	○	-	×	×
請願第 15 号	小中学校の全教室にエアコンを設置することを求める請願 (教育環境)	不 採 択	×	×	○	○	-	×	×



○蛭間 靖造
○松本 浩一

表 彰【在職10年】

○秋山 文和 元議員

特別表彰【在職30年】

○山崎 進

表 彰【正副議長通算4年】

平成26年5月28日に開催された全国市議会議長会第90回定期総会において、次の方々が表彰されました。
また、6月定例会の会期中に、表彰状並びに記念品の伝達が行われました。

全国市議会議長会表彰